

議案書

審議事項

第1号議案 地盤品質判定士会関西支部規約改定の件

地盤品質判定士会の法人化（一般社団法人）及び支部運営上に関する規約の改定を行うものである。

下記に、支部規約新旧対比表及び支部規約改定を示す。

支部規約新旧対比表（改定要旨記載）

新		旧	
条 文	改 定 要 旨		
第1章 総 則			
第1条	(名称及び所在地)	一般社団法人化(以下「法人化」という)伴う名称所在地の改定	第1条 (名称)
第2条	(目的)	改定なし	第2条 (目的)
第3条	(組織)	法人化に伴い地盤品質協議会から地盤品質判定士会傘下及び組織構成員の略称を追記	第3条 (組織)
第4条	(事業)	規約改定に伴う適用条及び事業内容を統合記載	第4条 (事業)
第2章 役員			
第5条	(役員)	役員構成を追加	第5条 (役員)
第6条	(役員の選任)	任期途中で欠員時の対応と選任手続きの決定方法を追記	第6条 (役員の選出)
第7条	(役員の任期)	法人化に伴い、任期を本部任期に改定及び任期の定義を追記	第7条 (役員の任期)
第8条	(役員等の職務)	役員職務を具体的記載	第8条 (役員の仕事)
第9条	(役員の解任)	解任手続きを新設	
第10条	(役員の報酬)	報酬（無報酬）の在り方を新設	
第11条	(顧問)	顧問の役割及び期中就任の総会報告を追記	第10条 (顧問)
第3章 会 議			
第12条	(総会)	総会での議決事項及び議決成立の取り決めを追記	第12条 (総会)
第13条	(幹事会)	幹事会の役割を追記	第9条 (幹事会)
第14条	(ワーキンググループ・作業部会)	作業部会の役割と設置手続きを新設	
第4章 会 計			
第15条	(事業年度)	改定なし	第13条 (事業年度)
第16条	(経費)	原資の定義を新設	第11条 (会計)
第17条	(事業計画及び収支予算)	総会報告を新設	
第18条	(事業報告及び収支決算)	総会承認を新設	
第5章 規約の改廃			
第19条	(規約の改廃)	改定なし	第14条 (その他)

地盤品質判定士会関西支部規約（案）

第1章 総 則

（名称及び所在地）

第1条 本支部は、一般社団法人地盤品質判定士会関西支部（以下「支部」という。）といい、事務局を関西地区に置く。

（目的）

第2条 本支部は、住宅及び宅地の安全と防災に貢献するため、第3条に示す地域で活動する同条に示す支部会員の相互支援および資質の向上に努めるとともに、一般市民への啓発を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 本支部は、一般社団法人地盤品質判定士会（以下「判定士会」という）の下部組織として、関西地区（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県）に居住あるいは勤務する地盤品質判定士及び地盤品質判定士補をもって組織する。組織構成員を、支部会員という。

ただし、支部の活動に賛同する他県の地盤品質判定士及び地盤品質判定士補を含む。

（事業）

第4条 本支部は、判定士会定款第2条に定める目的を達成するために、必要に応じて判定士会本部と相互協力を行うとともに、第13条に定める幹事会の議決を経て次の事業を行う。

- （1） 会員相互の意見交換や情報共有ならびに親睦を図ること。
- （2） 講習会、研修会、見学会などを行い、会員の技術向上を図ること。
- （3） 自治体と連携・協働し、市民に対して地盤や宅地に対する知識の啓発を行い、具体的な事案に関する相談、助言を行うこと。
- （4） 建築、土木、法曹関係など関連する諸団体と連携・協働すること。
- （5） 管轄する地域の自治体と交流を行うこと。
- （6） 地盤品質判定方法の基準化及び見直しを行うこと。

第2章 役員

（役員）

第5条 支部に、次の役員をおく。

支部長 1名、副支部長 1名、監事 1名、幹事長 1名、幹事 15名程度

2 幹事長の指名により、幹事から副幹事長 若干名

(役員を選任)

第6条 役員は、支部会員から選任するものとし、支部総会の決議によって承認されるものとする。

- 2 役員が任期中に欠けたときは、次期定時支部総会までの残任期間中に限り、必要に応じて欠員の後任者を幹事会において選任することができるものとし、選任後速やかに支部会員に通知するものとする。
- 3 役員選任手続きについては、幹事会で定めるものとする。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の任期1年とは、定時支部総会から翌年の定時支部総会締結時までとする。
- 3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 4 欠員として選任された支部役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の職務)

第8条 支部長は、支部を代表し、会務を掌る。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長が職務遂行し難い状況にあるときには、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計及び役員業務執行状況等を監査する。
- 4 幹事は、支部に関する事業の企画・運営を担い幹事長はこれを総括する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が職務遂行し難い状況にあるときには、その職務を代行する。
また、第14条に示す作業部会長として、部会を統括する。

(役員解任)

第9条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 役員は、支部活動に著しく支障を与える行為、または損害を与える行為を行ったと判断し、幹事会で解任を決議した時点で、役員解任を了承する。

(役員報酬)

第10条 役員は、無報酬とする。

(顧問)

第11条 支部に、幹事会の議決で顧問をおくことができ、総会で報告するものとする。

- 2 期中で就任した場合は、次の総会で報告するものとする。
- 3 顧問任期は、役員任期に準ずる。
- 4 顧問は、支部役員諮問に必ずしも応ずる。

第3章 会 議

(総会)

第12条 総会は、支部会員をもって構成する。

- 2 支部長は、毎事業年度終了後概ね2ヶ月以内を目途に定時総会を招集する。また、必要に応じて臨時総会を招集する。
- 3 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 役員を選任または解任
 - (2) 役員の報酬の額またはその規定
 - (3) 顧問就任報告
 - (4) 事業報告及び決算報告の承認
 - (5) 規程その他規程の変更
 - (6) その他、会務運営上の事項
- 4 総会は、支部会員の20分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。
- 5 委任状は、当該議事につき、書面もしくは電磁的記録をもって、総会における他の構成員に委任をし、または予め示された議案の賛否についての意思表示をすることができる。この場合はその者は出席者とみなす。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決定による。ただし、規約の変更に関しては、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
- 7 総会への出欠意思表示(委任状含む)のない場合は、総会の一切の賛否について支部長に委任したものとする。

(幹事会)

第13条 幹事会は、第5条に定める役員で構成し、支部長が招集するものとする。

- 2 幹事会には、支部長の要請により、顧問の出席を求めることができる。ただし、顧問は幹事会の議決権を有しない。
- 3 幹事会は、事業計画、その他会務運営等に関する事項を策定する。

(ワーキンググループ・作業部会)

第14条 支部長は、調査・研究のために必要があるときはワーキンググループもしくは作業部会を設置することができる。

- 2 部会長には、副幹事長がこの任に当たる。
- 3 部会は、支部長の諮問及び事業の運営に向けた課題等の検討を行い、部会長が支部長に報告するものとする。

第4章 会 計

(事業年度)

第15条 判定士会定款第35条に基づき、支部の事業年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終る。

(経費)

第16条 経費は、助成金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 支部長は、事業計画及び収支予算を総会に報告しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第18条 事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、監事の監査を受けた上で定時総会の承認を受けなければならない。

第5章 規約の改廃

(規約の改廃)

第19条 この規約を改廃しようとするときは、幹事会が発議し、総会の承認を得なければならない。

改廃履歴

1. 平成30(2018)年10月13日 制定
2. 令和2(2020)年6月19日 改定

第2号議案 令和2年度役員選出の件

一般社団法人地盤品質判定士会 関西支部
令和2年度支部役員構成（案）

役職名	氏名	所属名
支 部 長	大島 昭彦	大阪市立大学
副 支 部 長	太田 英将	(有) 太田ジオリサーチ
顧 問	大島 昭彦	(一社) 地盤工学会関西支部長
監 事	久保田 耕司	ソイルアンドロックエンジニアリング(株)
幹 事 長	中岡 時春	中岡技術士事務所
副 幹 事 長	植田 康宏 藤原 照幸	(株) 地域地盤環境研究所 (一財) 地域地盤環境研究所
幹 事	小野 諭 門田 浩一 近藤 政弘 諏訪 靖二 奈須 徹夫 八谷 誠 藤田 安秀	中央開発(株) パシフィックコンサルタンツ(株) ジェイアール西日本コンサルタンツ(株) 諏訪技術士事務所 (株) ワイビーエム 中央復建コンサルタンツ(株) アジア航測(株)

Challenge 関西地盤品質判定士！

■関西支部の事業について（関西支部規約第4条（事業）より抜粋）

本支部は、住宅及び宅地の安全と防災に貢献するため、関西で活動する地盤品質判定士の相互支援および資質の向上に努めるとともに、一般市民への啓発を図ることを目的とする。なお、目的を達成するために、必要に応じて地盤品質判定士会本部と相互協力を行うとともに、第13条に定める幹事会の議決を経て次の事業を行う。

- (1) 会員相互の意見交換や情報共有ならびに親睦を図ること。
- (2) 講習会、研修会、見学会などを行い、会員の技術向上を図ること。
- (3) 自治体と連携・協働し、市民に対して地盤や宅地に対する知識の啓発を行い、具体的な事案に関する相談、助言を行うこと。
- (4) 建築、土木、法曹関係など関連する諸団体と連携・協働すること。
- (5) 管轄する地域の自治体と交流を行うこと。
- (6) 地盤品質判定方法の基準化及び見直し

■事業計画期間

令和2年度 令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日

■今後の関西支部の3本柱

- ① 地盤品質判定士としての社会貢献～地盤災害の防止、軽減に対する貢献～
- ② 地域に根差した地盤品質判定士の技術研鑽
- ③ 地盤品質判定士の事業活動の後援（情報共有、情報発信）

■令和2年度 事業計画（案）

(1) 地盤品質判定士としての社会貢献～地盤災害の防止、軽減に対する貢献～

- ・地盤品質判定士としてのボランティア活動への参加
行政と連携した地域相談会への参加、個人からの簡易な相談への対応を行う。
- ・行政および市民向けの地盤災害防止、軽減に対する助言、行動及び啓発活動への参加
大阪府建築物震災対策推進協議会を介した相談案件への対応。
行政、自治組織が主催するイベント、勉強会での情報提供、技術展示への参加。
国の新たな宅地防災事業へ、地盤品質判定士会として参画する。

(2) 地域に根差した地盤品質判定士の技術研鑽

- ・勉強会、研修会等の企画、開催
宅地地盤の品質に関する技術講習会の開催（地盤工学会関西支部との共催）、スキルアップ研修会*等を企画、実施する。
各種団体からの有益な講習会等の情報提供を行う。

※ スキルアップ研修… 過去の判定事例、対策事例をもとに判定上の留意点を説明し、例題での実施研修（机上課題）を予定。

・各種の地盤相談に関する対応、技術的判定の平準化

本部および他支部と連携し、地盤品質判定方法や相談案件への対応マニュアル等を整備する。

(3) 地盤品質判定士の事業活動の後援（情報共有、情報発信）

・積極的な広報活動による関西支部の周知

関西支部ホームページ (<http://hanteishi.org/kansai/>) の広報、周知とともに、適時更新により、会員への情報発信を行う。

・行政との連携強化による公益性のある事業への参加、支援

大阪府や支部管内の行政機関との連携を図り、公共性のある事業への技術的支援、アドバイザー契約、事業への参画を目指す。

(4) その他の課題検討

・他地域組織との情報交換

神奈川支部等や他団体との意見交換会を実施し、連携強化と支部運営に向けた改善の参考にする

・将来的な関西支部の収入確保策についての検討

判定士会関西支部主催の講習会等の開催方針の検討

判定士会関西支部としての事業受託の可能性（体制含む）の検討

・今後の課題に対してワーキンググループや部会等の設置についての検討

総務・企画・広報委員会と技術委員会の設置

■事業予算案

支部独自の収入はなく、必要金額を本部会計より給付され、支部が執行する体系

期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

項目	科目	予算（円）	記事
支出	市民向けの啓発活動等	20,000	
	勉強会・研修会・講習会等	20,000	
	公共性のある事業への技術的支援等	20,000	
	会議費等	10,000	
	通常総会開催費等	20,000	
	郵送費・印刷費等	10,000	
	雑費	20,000	
合	計	120,000	

報告事項

1. 地盤品質判定士の法人化（一般社団法人）について

一般社団法人地盤品質判定士会設立について

一般社団法人地盤品質判定士会 理事長 北詰 昌樹

地盤品質判定士の資格制度は、東日本大震災での大災害で顕著になった既存や新設の宅地の品質・安全性の評価・品質判定を行い、主に宅地における地盤災害の防止や軽減に貢献することを目的として平成 25 年に制定されました。また、地盤品質判定士会は、住宅及び宅地の防災及び国民の安全に貢献するため、会員の技術の研鑽とモラルの向上ならびに社会への啓発を図ることを目的に平成 27 年に地盤品質判定士協議会の内部組織として設立いたしました。

地盤品質判定士会では、設立当初より一般市民向けの相談会やセミナーなどの開催に加えて、地盤災害などに関する住民支援などの活動を精力的に実施して来ております。これもひとえに、地盤品質判定士協議会をはじめ地方自治体や関係団体のご協力・ご支援の賜物と感謝いたしております。

さて、近年の住宅災害、地震災害、土砂崩れ災害などのリスクの高まりを受け、地方自治体等からの住民支援やフォローアップ支援の協力要請も増え、地盤品質判定士会の活動範囲もますます広がってきております。これらの活動を積極的、精力的に進めるために、令和 2 年 4 月 1 日をもって、一般社団法人地盤品質判定士会を設立いたしました。法人化によって、地方自治体等との宅地防災に関わる協定等の締結も期待され、相談会やセミナーを通じた地盤品質や住宅災害・地震災害などにかかわる幅広い活動をこれまで以上に効率的に効果的に進めていく所存です。

関係各機関並びに皆さまのご支援を頂き、宅地における地盤災害の防止や軽減のために微弱ではありますが、会員一丸となり力を尽くしていきたいと考えております。

令和 2 年 4 月吉日

2. 事業報告

(1) 講習会等事業報告

2019年1月24日 「地盤品質セミナー」開催	参加者 172名
<p>場所：大阪市立大学学術情報総合センター 10F 大会議室</p> <p>内 容：</p> <p>◆宅地と災害に関する話題提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地と廃棄物・土壌汚染：勝見 武（京都大学地球環境学堂 教授） ・豪雨による宅地被害 —平成 30 年 7 月豪雨による広島県の被害事例— ：森脇武夫（広島工業大学 教授） ・熊本地震による宅地被害と地盤品質判定士としての活動報告 ：田尻雅則（地盤品質判定士会 幹事 熊本部会代表） ・阪神・淡路大震災による宅地・擁壁被害とその後の地震を受けて 進められた地震時宅地防災への仕組みと備え：沖村 孝（神戸大学名誉教授） <p>◆キーノートレクチャー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地の防災学 —都市と斜面の近現代—：釜井 俊孝（京都大学防災研究所 教授） ・裁判における地盤問題について：澤田博之（大阪地方裁判所第 10 民事部 判事） <p>◆総合討論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地災害に地盤品質判定士はどう向き合うべきか：講演者（進行役 諏訪靖二） 	
2019年6月3日 「宅地地盤の品質評価に関する技術講習会」	参加者 19名
<p>場所：ドーンセンター（大阪・天満橋） 共催：地盤工学会関西支部</p> <p>内 容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等（小規模建築物）の基礎：深井 公（積水ハウス㈱） ・宅地の造成, 土砂災害に関わる法制度, 技術者倫理：本田周二（地盤基礎コンサルティング オフィス） ・地質・地形・地盤の調査, 土砂災害：諏訪靖二（諏訪技術士事務所） ・地盤の液状化：大島 昭彦（大阪市立大学大学院教授） ・盛土・切土・擁壁の安定：中岡時春（近畿財務局） 	
2019年11月8日 「地盤品質セミナー」開催（協力）	参加者 136名
<p>場所：日本大学理工学部駿河台校舎 1 号館 CST ホール</p> <p>内 容：</p> <p>◆話題提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅の不同沈下について（要因と対策・修正方法）：今井敬介（㈱グラウト工業） ・地盤品質判定士業務の事業化：太田英将（太田ジオリサーチ） ・液状化と地形・土地履歴：青山雅史（群馬大学教育学部准教授） ・斜面安定と浸透流解析：馬場一秋（馬場技術士事務所） ・宅地防災を踏まえた安全な宅地選びと宅地対策：橋本隆雄（国土舘大学教授） ・宅地防災に関わる最近の話題：国土交通省都市局 都市安全課 ・大規模盛土造成地変動予測調査における変動要因把握のポイント ：門田浩一（パシフィックコンサルタンツ㈱） ・科学的機序と損害賠償責任との関係について：石村 智（東京地方裁判所判事） <p>◆キーノートレクチャー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地の被災事例に学ぶ—盛土内の地下水位と安全率, 地震時被害— ：群馬大学大学院教授 若井明彦 <p>◆Q&A コーナー（フロアーディスカッション）：講演者（進行役 藤田安秀）</p>	

(2) 地盤・建物相談報告

1. 相談の基本的方針

① 相談対象

- a. 相談はお困りになっている個人の方を対象。
- b. 設計及び工事等建設業を生業としている業者からの相談には対応しない。

② 相談窓口

- a. ボランティアで対応するため、常設はしていない。
- b. 行政の依頼や地盤工学会研究発表会のイベントとして開催。
- c. 現在関西支部のHP、判定士会本部、大阪府建築物震災対策推進協議会（以下「府協議会」という）、吹田市役所を介して対応。

③ 相談の流れ

- a. 相談者に問診票の記入を依頼
- b. 問診票を基に、相談内容を専門とする担当者を選定し、担当者から相談者に連絡し評価対応。

④ 相談対価

- a. 相談会は、無料（1時間以内）
- b. メール、電話での依頼 ➡ 1時間以内でのメール、電話での対応は無料（2回目以降は有料も）
地盤判定（評価書）は、現場検証していないので、作成しない。
- c. 現地調査、計測は、有料（見積もり合意実施、交通費も徴収）

2. 相談実績と相談内容

① 相談実績

（令和元年9月末現在）

依頼内容	依頼ルートからの相談件数（件）			
	判定士会本部	府協議会	その他	合計
土地に関する相談	5	5	1	11
擁壁に関する相談	1	6	1	8
家屋に関する相談	0	2	0	2
その他の相談	1	1	1	2
合計	7	13	3	23

(ア)1 案件で、相談内容が重複する案件を含む

② 相談内容

- a. 土地相談：土地の陥没等の変状相談の外、土地購入に向けた地盤の相談。
土地購入にあたっての相談は、開発事業者に問合せがベターと回答

- b. 擁壁相談：二次造成を行った擁壁の変状や倒壊対策の相談が主。
空積石積擁壁の変状相談もあり。

擁壁の作り替えについて、行政への届け出確認

- ☛ 作り替えの場合届け出は不要
増設の場合は届出必要。

- c. 家屋相談：地盤変状に伴う相談
d. その他の相談：樹木伐採の可否や地盤改良工法の相談等

(3) 関西支部幹事会報告

開催回数：8回（2018年12月～2020年3月）

(4) その他の事業報告

＜他団体との連携＞	
2019年3月	大阪府建築物震災対策推進協議会総会に参加する。 地盤品質判定士会関西支部が、加入承認される。 ☛ 府民からの協議会を介した地盤に関する相談への対応を開始
2020年2月	吹田市から宅地地盤に関する相談対応について打診を受ける。 ☛ 判定士会としての相談対応の流れを情報提供する。
＜支部会員への情報発信＞	
2019年9月30日	2019年度地盤品質セミナーのご案内
2019年11月22日	「熊本地震に学ぶー知見と提言ー」講演会のご案内 主催：一般財団法人 災害科学研究所
2019年11月18日	マンション・ビル等の耐震診断・耐震改修に関する説明会のご案内 主催：大阪建築物震災対策推進協議会
2019年9月24日	大阪府被災宅地危険度判定士講習会のご案内 主催：大阪建築物震災対策推進協議会
2019年9月24日	被災建築物の応急危険度判定養成講習会のご案内 主催：大阪建築物震災対策推進協議会
2020年3月27日	令和2年度 耐震診断・改修相談窓口のご案内 主催：大阪建築物震災対策推進協議会
＜相談体制の検討＞	
2019年10月	受託手順の整備と無償及び有償対応となる作業の区別の整理

(5) 会計報告

支部独自の収入はなく、必要金額を本部会計より給付され、支部が執行する体系

期間：平成30年10月13日～令和2年3月31日

項目	科目	金額(円)	記事
支出	設立総会会場費	9,500	
	設立総会印刷費	13,250	
	地盤品質セミナー会場費	43,995	
	地盤品質セミナー印刷費	2,600	
	地盤品質セミナー人件費	50,000	アルバイト
	地盤品質セミナー郵送費	16,900	
	支部印鑑作成費	15,490	
	合計	151,735	